

令和3年9月22日

市内の防災重点ため池（38池）のため池ハザードマップを公表！

～ 万が一に備え、事前に浸水エリアの確認を ～

市内の防災重点ため池（38池）について、堤体決壊の予兆（亀裂・漏水）が発生した場合等の万が一の事態の備えとして、ため池ハザードマップを作成しましたので公表します。

記

1 経緯

平成30年7月の西日本豪雨において、農業用ため池が決壊し、多大な被害が発生したことを受け、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年7月1日に施行されました。

これを受け、周辺住民の避難対策として「防災重点ため池」のハザードマップを作成することになりました。

2 効果

あらかじめ地域の防災重点ため池の位置とハザードマップによる浸水想定区域を把握し、大きな地震、大雨等の事象によって万が一ため池が決壊した場合に迅速な避難行動がとれるよう、市民の防災意識の向上を図り、防災・減災につなげることができます。

3 本市のため池

市内には農業用ため池が99池あり、その中で特に下流側で人的被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点ため池」として38池選定しております。

4 防災重点ため池の選定基準

決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池で、次のいずれかの基準を満たすもの。

	ため池から浸水区域内の家屋等までの距離	貯水量
基準1	100m 未満	条件なし
基準2	100m 以上 ～ 500m 未満	1,000 m ³ 以上
基準3	500m 以上	5,000 m ³ 以上

このほか、地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

5 ハザードマップを作成した防災重点ため池

- (1) 渡利地区 5池 茶屋沼、滝ノ下沼、東土入沼、小舟沼(1)、小舟沼(2)
 - (2) 杉妻地区 3池 山ノ入沼、山ノ入沼(1)、山ノ入沼(2)
 - (3) 蓬萊地区 1池 沼ノ上沼
 - (4) 東部地区 6池 南浦沼、櫛森沼、高谷沼、砥石沼、板山沼、三浦池沼(金山沼)
 - (5) 大波地区 4池 住吉沼、真垣沼、根田場沼、菖蒲沢沼
 - (6) 信陵地区 2池 安養寺沼、十六沼
 - (7) 飯坂方部 5池 天王寺沼、堤沼、半沢畑沼、三角西沼、太子沼
 - (8) 松川地区 2池 関谷沼、小池沼
 - (9) 信夫地区 7池 六郎沼、金坪沼、日向沼、金坪入沼、寺ノ前沼、正夫田沼(1)、
古屋敷沼
 - (10) 飯野地区 3池 日ノ倉沼、巢通沼、竹ノ花沼
- 計38池

6 内 容

- (1) 満水状態で堤体が決壊し、一気に水が流れ出た場合の浸水想定区域を表示
※ 浸水深は6段階で表示
- (2) 水の到達時間を表示

7 避難指示の発令

堤体決壊の予兆（亀裂・漏水）が発生し、緊急避難が必要な場合は避難指示を発令。
※ 各ため池の浸水地域を小字ごとに掲載（エリアメール等）

8 その他

- (1) 今年度、災害想定規模の大きい「茶屋沼、十六沼、太子沼、山ノ入沼」の4池に水位計を設置し、異常があれば避難指示を発令します。
- (2) 調査等により堤体改修が必要とされた場合は、計画的な防災工事を進めていきます。

9 今後の予定

- (1) 市公式ホームページへ掲載
※ 本日から公開
- (2) 福島市防災ウェブサイトへの掲載（リンク）
※ 本日から公開
- (3) 福島市アカウントのSNSへ掲載
※ LINE、Twitter、Facebook
- (4) 地元説明会を実施
※ 10月中旬までに開催
- (5) 各地区（方部）のハザードマップを地区内（方部内）へ全戸配布
※ 10月末に配布

担当：農林整備課 管理係 課長 服部 課長補佐 小針 電話 024-525-3728（直通）
--